

(案)

貸 貸 借 契 約 書

(案) 賃貸借契約書

廿日市市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、ネットワークシステム通信機器等（第一期）（以下「機器」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結した。

（目的）

第1条 発注者は、受注者から別紙「仕様書」に掲げる機器を賃借し、受注者は、これを賃貸することを約した。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和3年12月1日から令和8年11月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、令和4年度以降の本契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は、本契約を変更又は解除することができる。

3 賃貸借期間満了の1月前までに発注者が再賃借を申し出た場合は、賃貸借期間満了後1年間以上の再賃借ができるものとする。また、その月額賃借料は、保守に係る費用を除き、賃貸借期間における月額賃借料の10分の1以下の額とする。

（納品）

第3条 受注者は、令和3年11月30日までに発注者が指定する場所に機器を搬入するものとする。

2 前項の作業に要する経費は受注者の負担とする。

（賃借料）

第4条 賃借料は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（内消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）とし、別紙支払内訳表により支払う。

2 受注者は、毎月末日に当該月分の賃借料を発注者に請求するものとし、発注者は、適正な請求書を受領して30日以内に支払うものとする。

（遅延利息）

第5条 発注者は、前条に規定する期限までにその賃借料を支払わなかったときは、その遅延した日数に応じ、支払うべき賃借料の額につき年2.5パーセント（政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率）の割合をもって算出した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

（保険）

第6条 受注者は、本賃貸借期間中、受注者の負担により動産総合保険を付保するものとする。この保険は移動中の事故も含め、「火災」、「自然災害（地震、水害および噴火を除く）」、「盗難」及び「落下・衝突・接触・漏水等の偶発的事故」による損害を担保するものとする。

(天災などによる履行不能)

第7条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により、契約の履行が困難となったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

(秘密の保持)

第8条 受注者は、この契約の履行にあたって知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後も効力を有する。

(個人情報保護)

第9条 受注者は、この契約の履行するため個人情報を取扱うに当たっては別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、機器に契約の不適合を発見したときは、その事実を知った日から1年以内に限り、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

(公租公課)

第11条 賃貸借期間中の公租公課については、受注者の負担とする。

(権利義務の譲渡禁止)

第12条 この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

(契約の解除)

第13条 発注者、受注者いずれか一方がこの契約に違反したときには、その相手方は、この契約を解除することができる。

2 受注者は、発注者が第4条に規定する賃借料を支払わなかった場合は、直ちに機器等一式の返還を求めることができる。

(損害賠償)

第14条 発注者又は受注者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者受注者協議のうえ定めるものとし、動産総合保険による補てん額は、当該損害賠償額から控除するものとする。

(機器の返却)

第15条 受注者は、第2条に記載する賃貸借期間（再賃借含む）が満了したときは、受注者は、発注者職員立ち会いのもと、速やかに機器の記憶装置に残るデータを上書き等の方法で消去（ただし、データ消去が不可能な場合は物理的破壊）を行い、完全に判読不能な状態にしたうえで撤去し、当該記憶媒体の製造番号等を記したデータ消去作業報告書を提出するものとする。データ消去及び機器撤去にかかる一切の経費は、受注者の負担とする。

2 発注者は、機器等の引取りが完了するまで、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(疑義の解決)

第16条 この契約の履行に関し疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関する一切の紛争については、広島地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年〇月〇日

発注者 廿日市市
代表者 廿日市市長 松本 太郎 印

受注者

支 払 内 訳 表

区 分	月 数	月 額
令和3年12月から 令和8年11月まで	60	月額〇〇,〇〇〇円 (内消費税及び地方消費税〇,〇〇〇円)